

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： 割賦販売法の改正で変わるクレジットカード決済

2018年6月に「割賦販売法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」といいます。）が施行されました。改正法の目玉は、従来、規制対象とされていなかった加盟店に対してもセキュリティ対策を義務付けたことにあります。今回は、改正法により日本のクレジットカードのセキュリティ対策がどう変わるのか、そのポイントを紹介します。

割賦販売法改正の背景

クレジットカードには、①裏面に情報を転写した磁気ストライプがある磁気カードと②ICチップを埋め込んだICカードの2種類がありますが、セキュリティ面ではICカードが格段に優れており、日本でも被害の多いスキミングはほぼ不可能といわれています。ICカード化の動きは世界的に進んでおり、カード先進国のフランスではICカード以外のカードは使用できず、カード使用時にサインすることはありません。日本クレジット協会の発表によれば、日本におけるカードのIC化率も2017年末時点で77%と比較的高いものの、ICカード非対応の加盟店端末も多いことから、実際には、ICチップと磁気ストライプを併用したカードが主流となっています。

完全なICカード化を推進するためには、加盟店端末のIC対応が必要不可欠であることから、加盟店にIC対応端末の設置を義務付けることとした、というのが法改正の背景です。

加盟店に求められるセキュリティ対策

改正法により、加盟店に求められるセキュリティ対策は以下のとおりです。

	対面加盟店	非対面加盟店（EC加盟店）
カード情報の適切な保護措置	次のいずれかの対応 1. 加盟店が自社の所有機器やネットワークに顧客のカード情報を「保存」「処理」「通過」させないこと（情報の非保持化） 2. 国際的なカード会社が共同で策定したクレジット情報保護特化の国際セキュリティ基準である「PCIDSS（Payment Card Industry Data Security Standard）」に準拠すること	
不正使用防止対策	ICカード対応端末の設置	「なりすまし」による不正使用防止策（3Dセキュア、セキュリティコード等）

加盟店のセキュリティ対策期限は2020年3月末（EC加盟店については2018年3月末）ですが、改正法には加盟店に対する罰則規定が設けられておらず、各加盟店の対応状況には温度差が生じています。

なお、改正法は、カード会社に対して、加盟店がセキュリティ対策を講じているか調査し、調査結果に基づいて加盟店契約の解除等の必要な措置を講じることを義務付けているため、場合によっては加盟店契約を解除される可能性もあります。

お見逃しなく！

加盟店に対する罰則規定はありませんが、企業に求められるコンプライアンスの観点からは、事業においてクレジットカードの取り扱いを行っている場合には、子会社を含めた自社のビジネスへの影響を検討し、必要な対応を行う必要があります。また、改正法対応が自社の業務フローや内部統制に与える影響を検討することも有用です。例えば、電話受注を行っている通信販売事業においては、オペレーターが顧客から電話でカード情報を聞くこと自体が違法となる場合もあるため、業務フローの見直しが必要と考えられます。